



令和4年10月より

初診および再診時の 「選定療養費」が変更になります

「選定療養費」とは、医療機関相互の役割分担及び業務連携の推進を目的として厚生労働省により制定された制度であり、金額についても下記のとおり決まっています。
令和4年10月の変更は、増額した金額分を診療報酬から減額するため、病院の利益目的ではなく、法令による義務化となります。

当院は地域医療の中核を担う「地域医療支援病院」として、かかりつけ医（診療所・クリニック）では対応が困難な検査、治療や手術が必要な患者さんを受け入れています。
また、当院の治療により状態が落ち着いた後はかかりつけ医の元に戻り、治療を継続していただくことで、病院とかかりつけ医の役割分担を進めております。

当院を受診される際には、かかりつけ医などの紹介状をご持参いただきますようお願いいたします。

〈医科、歯科同金額〉

初診時

紹介状をお持ちでない初診の患者さんからご負担いただく金額です

令和4年9月30日まで

令和4年10月1日より

5,500円(税込)

7,700円(税込)

再診時

当院から他の医療機関へ紹介を行った患者さんが、引き続き当院への受診を希望され、紹介状を持たずに当院を受診された場合、ご負担いただく金額です

令和4年9月30日まで

令和4年10月1日より

2,750円(税込)

3,300円(税込) ※受診の都度

※選定療養費の負担がない患者さん

- ① 紹介状をお持ちの患者さん
- ② 即日入院になった患者さん
- ③ 緊急やむを得ない患者さん ※軽症の場合は、救急車でも選定療養費あり
- ④ 労災等の患者さん
- ⑥ 国、県の各種公費負担制度の受給対象者となる患者さん

予めご了承くださいませようお願いいたします。

鳥取赤十字病院長